

薬剤師・薬局の上手な活用法

Vol. 2 セルフメディケーションを支援する薬局製剤

皆さんは「薬局製造販売医薬品」(以下、薬局製剤)という医薬品をご存じですか？

内設備及び器具を用いて製造する医薬品です。現在、風邪薬や解熱鎮痛薬、胃腸薬や湿疹の塗り薬

など400品目以上の内服薬(飲み薬)、外用薬(貼ったり塗ったり等する薬)、漢方薬があります。漢方薬の中には、医療用や一般用の漢方エキス製剤として流通している大手製薬メーカー

医薬品は、薬局医薬品、要指導医薬品、一般用医薬品(1、2、3類)の3種類に大きく分けられます。「薬局製剤」は薬局医薬品の中に医療用医薬品と共に分類されており、薬剤師が薬局

製剤を製造し販売するためには、薬局ごとに薬局製剤の製造や販売の許可が必要で、そのため薬局製剤を取扱う薬局も限られています。一方、広く流通している大手製薬メーカー

が製造する医薬品とは違い、薬剤師の判断のもとで製造し、その薬局でのみ販売される医薬品です。また薬局製剤は一般用医薬品と同じく、症状のない時でもあらかじめ購入することが可能で、包装単位も薬局が独自で決めることができるため、特定の品目ではその時のニーズに合わせた包数等で購入することもできます。

持ちの方は、症状の相談も含めて一度かかりつけ薬剤師・薬局に相談していただき、皆さんのセルフメディケーション支援として是非ともご活用ください。



こちらも
チェック

薬局製剤のご相談はかかりつけ薬剤師・薬局に

公益社団法人 日本薬剤師会

